賃 貸 借 契 約 書 （ 案 ）

（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

１　賃貸借物件　　大和高田市役所庁舎の複合機　４台
（詳細は、別紙「総務課　複合機賃貸借仕様書」のとおり）

２　設 置 場 所　　別紙「総務課　複合機賃貸借仕様書」のとおり

３　納入期限　　令和８年１２月２８日

４　賃貸借期間　　令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日まで（６０ヶ月間）

５　賃 貸 借 料　　（総額）　金＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税等別途加算）
（月額）　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税等別途加算）
契約期間中の各年度における支払の予定額は、次のとおりとする。
令和８年度（３ヶ月）　金＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税等別途加算）
令和９年度から令和１２年度までの各年度
金＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税等別途加算）
令和１３年度（９ヶ月）金＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税等別途加算）

６　契約保証金　　免除とする。

大和高田市（以下「甲」という。）とリース業者　　（以下「乙」という。）と納入業者 奈良ＯＡシステム株式会社（以下「丙」という。）とは、乙所有の頭書１に記載の賃貸借物件（以下「物件」という。）の賃貸借に関し、甲が乙より賃借し、丙が責任をもって甲に納入することについて、次のとおり契約を締結する。

この契約締結の証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年　　月　　日

甲　　奈良県大和高田市大字大中９８番地４
大和高田市
大和高田市長　　堀内　大造

乙　　○○○○
リース業者
○○○○

丙　　奈良県大和高田市大字松塚７５５番地１
奈良ＯＡシステム株式会社
代表取締役　松本　知

契　約　条　項

（契約の趣旨）

第１条 乙の甲に対する物件の賃貸に関する契約の内容については、この契約条項に記載のとおりとする。

２　丙が行う物件の納入に関する契約の内容については、この契約条項及び別紙「総務課複合機賃貸借仕様書」に記載のとおりとする。

（契約金額）

第２条 物件の契約金額は、頭書５に記載の金額とする。

２　契約金額の支払期間は、頭書４の賃貸借期間に相当する期間とする。

（消費税及び地方消費税）

第３条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出する。

２　消費税等の算出に際して、１円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（契約金額の請求及び支払）

第４条 乙は、契約金額及び消費税等について、使用月の月末に請求を行い、甲は、適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に乙に支払うものとする。

２　甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年３．０％の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（物件の設置及び検査）

第５条 物件の搬入及び設置は、甲の指示により丙の責めにおいて行うものとする。

２　甲は、丙から物件の納入を受けたときは、土日休日を除き１０日以内に物件の規格、仕様、性能等について検査しなければならない。

３　丙は、前項の検査に合格しない物件については、速やかにこれを引き取り、これに代わる物件を納入しなければならない。この場合において、前２項の規定を準用する。

（物件の契約不適合）

第６条 物件の契約不適合については、丙がその責めを負うものとし、甲が損害賠償請求権等の債権を有するものとする。

２　前条第３項の規定による丙の追完は、甲が相当の期間を定めて請求するものとし、当該期間内に追完がない場合は、代金減額請求をすることができる。

３　甲は、前項による追完請求等に代え、又は追完請求等とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

４　乙は、物件の契約不適合責任を一切負わないものとし、第２１条に規定する無償譲渡後においても同様とする。

（所有権）

第７条 物件の所有権は、頭書４の賃貸借期間中は乙に帰属するものとし、第２１条に規定する無償譲渡後に甲に移転するものとする。

（物件の原状変更）

第８条 甲は、次の各号に定める事項については、あらかじめ文書により乙の承諾を必要とする。

（１）　物件に他の機器器具を取り付ける場合

（２）　物件を改造する場合

（３）　物件を頭書２に定める設置場所から移転する場合

２　前各号の場合の要する費用は、甲の負担とする。

（善良なる管理者の注意等）

第９条 甲は、物件の設置場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により物件のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって物件を管理する。

２　前項の規定は、契約期間満了前に契約解除があった場合においても、甲による物件の引取りが完了するまで、なお効力を有する。

（丙の責務）

第１０条 丙は、ソフトウェアに起因する物件の動作停止、故障、事故等によって甲に損害が生じたときは、甲と協議し、解決するものとする。この場合において、乙に対して報告の必要があると認められるときは、甲または丙が遅滞なく報告するものとする。

２　丙は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つため、別途契約する保守契約の定めるところにより、保守点検等を行わなければならない。

（付保）

第１１条 乙は乙の負担により物件に動産総合保険を付保しなければならない。ただし、ソフトウェア部分については、不付保とする。

２　機器に保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知すると共に、保険受取に必要な一切の書類を乙に交付する。

３　甲は頭書４の賃貸借期間中に、盗難、火災等の甲乙いずれの責めにもよらない事由により物件が滅失し、または毀損して修復不能となったときは、保険会社から乙に支払われた保険金額を限度として、乙に対する債務の弁済を免れるものとする。

（損害賠償）

第１２条 乙は、頭書４の賃貸借期間中に甲の故意又は過失によって物件に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

（立入権及び秘密保持）

第１３条 乙又は丙は、自らの従業員を、物件の納入又は管理等のため、物件の設置場所に

立ち入らせることができる。この場合、乙又は丙は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させ、甲に提示させなければならない。

２　乙及び丙は、前項の立入に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

（通知義務）

第１４条 次の場合、甲は、遅滞なく乙及び丙に通知しなければならない。

（１）　物件につき、乙及び丙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき

（２）　物件につき、盗難、滅失又は毀損の事故が発生したとき。

（物件の引取り）

第１５条 乙は、この契約が解除されたときは、物件を速やかに引き取らなければならない。

（契約の解除）

第１６条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）　正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

（２）　契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

（３）　正当な理由がなく、契約の履行のため甲が行う検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

（４）　乙又は丙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ　役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ　下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク　アからカまでのいずれかに該当するものと下請契約、購入契約その他の契約をしてることが認められる場合（カに該当する場合を除く。）において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ　契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（５）　前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

２　甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、前項各号のいずれかに該当した乙又は丙に損害が生じてもその責めを負わない。

（違約金）

第１７条 乙又は丙の責めに帰する事由により、前条の規定に定める契約解除に至った場合において、甲は、解除が乙に起因するときは乙に対して、丙に起因するときは丙に対して、契約金額（第２条第２項に定める支払期間における頭書５の賃貸借料の総額から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額）の１００分の１０の違約金を徴収するものとする。

（談合等による解除）

第１８条 甲は、乙又は丙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

（１）　公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

（２）　乙又は丙（乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

（３）　乙又は丙（乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、前項各号のいずれかに該当した乙又は丙に損害が生じてもその責めを負わない。

（賠償金）

第１９条 乙又は丙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かにかかわらず、甲に対し、賠償金として契約金額の１００分の２０に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、同様とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第２０条 甲乙及び丙は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又その権利を担保に供してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（無償譲渡）

第２１条 乙は甲が頭書４に定める賃貸借期間満了まで本契約を継続し、かつ、本契約に基づく乙に対する債務を全て履行したときは、物件の所有権を無償で甲に譲渡するものとする。

２　前項の譲渡にかかる物件の引渡しは、物件の設置場所において現状有姿のまま行われるものとする。

（特約条項）

第２２条 この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じた時は、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第２３条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第２４条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）、大和高田市会計規則（平成１１年規則第５９号）及びその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙丙協議の上、定めるものとする。